

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 28 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

「地域外来・検査センター運営マニュアル」の送付について

「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について」（令和 2 年 4 月 15 日付け事務連絡）において、都道府県医師会・群市区医師会等に対して行政検査を集中的に実施する機関としての帰国者・接触者外来（以下「地域外来・検査センター」という。）の運営委託を行うことができることを改めてお示ししたところです。

今般、「地域外来・検査センター運営マニュアル」を別添のとおり取りまとめたため、貴職におかれては、地域外来・検査センターを設置する場合には、その設置準備及び運営に当たって、本マニュアルを参考の上、地域の実情に応じた適切な検査・診療体制の更なる整備を図っていただくようお願いします。

なお、地域外来・検査センター運営マニュアルについては、今後も地域の取組状況等を踏まえて適宜改訂していく予定であり、各地域の取組状況についてお伺いする予定であることをご承知おきください。

（参考）

「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について」（令和 2 年 4 月 15 日付け事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000622168.pdf>